

## 第 5 章 火山災害対策

【修正前】

【修正後】

【備考】

<p>(略)</p> <p>第 2 節 火山災害予防対策</p> <p>第 1 本県の火山防災協議会</p> <p>本県（危機管理総室）、山形県、栃木県及び関係市町村は、吾妻山、安達太良山、磐梯山及び那須岳において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、活火山法第 4 条第 1 項の規定に基づき、吾妻山火山防災協議会、安達太良山火山防災協議会、磐梯山火山防災協議会及び那須岳火山防災協議会を共同で設置する。なお、協議会には、气象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家その他、観光関係団体等検討に必要な様々な者を加える。</p> <p>協議会は主に以下の事項について協議を行うこととする。</p> <p>(1) 噴火に伴う現象とその影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事項</p> <p>(2) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事項</p> <p>(3) 噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事項</p> <p>(4) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」に関する事項</p> <p>(5) 活火山法第 5 条第 1 項の規定により、県防災会議が県地域防災計画に定めなければならない事項</p> <p>(6) 活火山法第 6 条第 1 項の規定により、市町村防災会議が市町村地域防災計画に定めなければならない事項</p> <p>(7) 住民、登山者、観光客等に対する情報提供に関する事項</p> <p>(8) 火山防災意識の啓発活動に関する事項</p> <p>(新設)</p> <p>(9) その他必要と認められる事項</p>	<p>(略)</p> <p>第 2 節 火山災害予防対策</p> <p>第 1 本県の火山防災協議会</p> <p>本県（危機管理総室）、山形県、栃木県及び関係市町村は、吾妻山、安達太良山、磐梯山及び那須岳において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、活火山法第 4 条第 1 項の規定に基づき、吾妻山火山防災協議会、安達太良山火山防災協議会、磐梯山火山防災協議会及び那須岳火山防災協議会を共同で設置する。なお、協議会には、气象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家その他、観光関係団体等検討に必要な様々な者を加える。</p> <p>協議会は主に以下の事項について協議を行うこととする。</p> <p>(1) 噴火に伴う現象とその影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事項</p> <p>(2) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事項</p> <p>(3) 噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事項</p> <p>(4) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」に関する事項</p> <p>(5) 活火山法第 5 条第 1 項の規定により、県防災会議が県地域防災計画に定めなければならない事項</p> <p>(6) 活火山法第 6 条第 1 項の規定により、市町村防災会議が市町村地域防災計画に定めなければならない事項</p> <p>(7) 住民、登山者、観光客等に対する情報提供に関する事項</p> <p>(8) 火山防災意識の啓発活動に関する事項</p> <p><u>(9) 警戒区域の設定や避難指示等の発令等の防災対応に関する検討及び関係市町村への技術的助言に関する事項</u></p> <p>(10) その他必要と認められる事項</p>	
--	--	--

第5章 火山災害対策

【修正前】

【修正後】

【備考】

1 避難計画等の策定

各火山防災協議会は、避難開始時期、避難対象地域、火山活動が活発化した場合における避難対応、立入規制、情報伝達など具体的な防災対応について定める避難計画を策定するとともに、火山活動状況と具体的な避難行動が結びついた噴火警戒レベルについて設定する。

これらを踏まえながら、市町村は各火山防災協議会が定める避難計画や火山ハザードマップ等をもとに火山防災マップを作成し、次の事項について市町村地域防災計画に定めるものとする。

(略)

(2) 噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難**勧告**等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項

(略)

2 噴火警戒レベルの運用

(略)

吾妻山の噴火警戒レベル表

安達太良山の噴火警戒レベル表

磐梯山の噴火警戒レベル表

那須岳の噴火警戒レベル表

(略)

3 住民、登山者、観光客等に対する周知・啓発

(略)

県（環境共生総室、観光交流局、道路総室）及び市町村は、登山者及び観光客に対し、登山情報及び観光情報において、火山災害の危険性のほか、避難に関する情報や山小屋等の位置等について周知・啓発を行うとともに、火山**性**ガスの噴出地帯などの危険箇所については、立入を規制する立看板等を設置するなど、住民、登山者、観光客等へ周知を図るものとする。

(略)

1 避難計画等の策定

各火山防災協議会は、避難開始時期、避難対象地域、火山活動が活発化した場合における避難対応、立入規制、情報伝達など具体的な防災対応について定める避難計画を策定するとともに、火山活動状況と具体的な避難行動が結びついた噴火警戒レベルについて設定する。

これらを踏まえながら、市町村は各火山防災協議会が定める避難計画や火山ハザードマップ等をもとに火山防災マップを作成し、次の事項について市町村地域防災計画に定めるものとする。

(略)

(2) 噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難**指示**等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項

(略)

2 噴火警戒レベルの運用

(略)

吾妻山の噴火警戒レベル表 ※別紙1のとおり修正

安達太良山の噴火警戒レベル表 ※別紙2のとおり修正

磐梯山の噴火警戒レベル表

那須岳の噴火警戒レベル表

(略)

3 住民、登山者、観光客等に対する周知・啓発

(略)

県（環境共生総室、観光交流局、道路総室）及び市町村は、登山者及び観光客に対し、登山情報及び観光情報において、火山災害の危険性のほか、避難に関する情報や山小屋等の位置等について周知・啓発を行うとともに、火山ガスの噴出地帯などの危険箇所については、立入を規制する立看板等を設置するなど、住民、登山者、観光客等へ周知を図るものとする。

第5章 火山災害対策

【修正前】

【修正後】

【備考】

第3節 火山災害応急対策

(略)

第4 避難対策

1 避難の指示等

(略)

(3) 避難準備・高齢者等避難開始

市町村は、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合において、居住地域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては避難を、居住地域の住民に対しては避難の準備を呼びかけるものとする。

(4) 避難勧告、指示

市町村は、噴火警戒レベル5に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあるときは、居住地域の住民に対して、避難を指示するものとする。

なお、避難を指示するときは、避難先、避難場所を明示するものとし、市町村地域防災計画に定める避難勧告等の伝達体制により住民等に伝達するものとする。

(略)

第6 各機関の応急対策

(略)

(2) 市町村は、仙台管区气象台又は気象庁地震火山部が発表する噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を行い、住民、登山者、観光客等への周知に努めるものとする。

また、火山現象により市町村長が発する避難の勧告、又は指示を住民、登山者、観光客等に伝達する方法及び体制並びに監視のための体制を整備しておくものとする。

特に噴火警戒レベルを導入した火山はレベルに応じた立ち入り規制区域の設定や住民避難計画を作成するものとする。

(3) 県及び市町村以外の防災関係機関は、火山災害の特殊性を考慮して、県（危機管理総室、河川港湾総室）及び市町村

第3節 火山災害応急対策

(略)

第4 避難対策

1 避難の指示等

(略)

(3) 高齢者等避難

市町村は、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合において、居住地域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては避難を、居住地域の住民に対しては避難の準備を呼びかけるものとする。

(4) 避難指示

市町村は、噴火警戒レベル5に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあるときは、居住地域の住民に対して、避難を指示するものとする。

なお、避難を指示するときは、避難先、避難場所を明示するものとし、市町村地域防災計画に定める避難指示等の伝達体制により住民等に伝達するものとする。

(略)

第6 各機関の応急対策

(略)

(2) 市町村は、仙台管区气象台又は気象庁地震火山部が発表する噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を行い、住民、登山者、観光客等への周知に努めるものとする。

また、火山現象により市町村長が発する避難指示等を住民、登山者、観光客等に伝達する方法及び体制並びに監視のための体制を整備しておくものとする。

特に噴火警戒レベルを導入した火山はレベルに応じた立ち入り規制区域の設定や住民避難計画を作成するものとする。

(3) 県及び市町村以外の防災関係機関は、火山災害の特殊性を考慮して、県（危機管理総室、河川港湾総室）及び市町村

第5章 火山災害対策

【修正前】

【修正後】

【備考】

と緊密な連携を図りながら人命の安全確保を最優先に必要な措置を講ずるものとする。

福島地方気象台は、地方公共団体が行う警戒区域の設定、避難**勧告**等の対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。

と緊密な連携を図りながら人命の安全確保を最優先に必要な措置を講ずるものとする。

福島地方気象台は、地方公共団体が行う警戒区域の設定、避難**指示**等の対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。

福島県地域防災計画（一般災害対策編）修正 新旧対照表

別紙 1  
吾妻山の噴火警戒レベル表

【修正前】

吾妻山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】有史以降の事例なし。
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	・火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 【過去事例】有史以降の事例なし。
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難、要配慮者の避難準備等が必要。	・火口から概ね4 km 以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】1893年の噴火：噴石が火口から約1.5km まで飛散 <u>【過去事例】観測事例なし。</u>
			2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。特定地域の避難等が必要。	・火口から概ね1.5km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】2014年～2016年の活動：噴気、熱、地震活動の活発化 1977年：火口周辺に降灰 1966年：身体に感じる地震を含む地震活動の活発化 1950年：噴石が火口から約1.2km まで飛散
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	状況に応じて火口内への立入規制、特定地域の避難準備等が必要。	・火山活動は静穏。 ・状況により火口周辺に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。

※特定地域とは、居住地域よりも吾妻山の想定火口に近い所に位置する集客施設が含まれる地域を指す。

居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※ここでいう火口とは、「大穴火口及び旧火口周辺」（大穴火口と燕沢火口列）をいう。

※吾妻小富士、五色沼など、想定火口以外で噴火が発生した場合は、直ちに新たな噴火警戒レベルを火山防災協議会で設定する。

【修正後】

吾妻山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】有史以降の事例なし。
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	・火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 【過去事例】有史以降の事例なし。
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難、要配慮者の避難準備等が必要。	・火口から概ね4 km 以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】1893年の噴火：噴石が火口から約1.5km まで飛散
			2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。特定地域の避難等が必要。	・火口から概ね1.5km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】2014年～2016年の活動：噴気、熱、地震活動の活発化 1977年：火口周辺に降灰 1966年：身体に感じる地震を含む地震活動の活発化 1950年：噴石が火口から約1.2km まで飛散
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	状況に応じて火口内への立入規制、特定地域の避難準備等が必要。	・火山活動は静穏。 ・状況により火口周辺に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。

※特定地域とは、居住地域よりも吾妻山の想定火口に近い所に位置する集客施設が含まれる地域を指す。

居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※ここでいう火口とは、「大穴火口及び旧火口周辺」（大穴火口と燕沢火口列）をいう。

※吾妻小富士、五色沼など、想定火口以外で噴火が発生した場合は、直ちに新たな噴火警戒レベルを火山防災協議会で設定する。

【修正前】

【修正後】

安達太良山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している（火砕流・火砕サージは居住地近くまで）。 ・融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】有史以降の事例なし
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備が必要。 要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	・火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性（火砕流・火砕サージは居住地近くまで）。 ・融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 【過去事例】有史以降の事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難、要配慮者の避難準備等が必要。	・火口から概ね2.5km以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】1900年7月17日：沼ノ平火口内 <del>で</del> 水蒸気噴火
			2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難準備等が必要。	・火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】1899年8月24日：沼ノ平火口で水蒸気噴火。
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏。 ・状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出 【過去事例】1996年9月：白色噴 <del>気</del> 30m、沼ノ平中央部で泥 <del>の</del> 噴出し直径100mに飛散 2000年2月：一時的に噴気が300mまで上がる

安達太良山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している（火砕流・火砕サージは居住地近くまで）。 ・融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】有史以降の事例なし
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備が必要。 要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	・火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性（火砕流・火砕サージは居住地近くまで）。 ・融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 【過去事例】有史以降の事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難、要配慮者の避難準備等が必要。	・火口から概ね2.5km以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】1900年7月17日：沼ノ平火口で水蒸気噴火
			2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難準備等が必要。	・火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】1899年8月24日：沼ノ平火口で水蒸気噴火。
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏。 ・状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出 【過去事例】1996年9月：白色噴 <del>煙</del> 30m、沼ノ平中央部で泥 <del>が</del> 噴出し直径100mに飛散 2000年2月：一時的に噴気が300mまで上がる

※特定地域とは、居住地域よりも安達太良山の想定火口に近い所に位置する、または孤立が想定される集客施設を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※特定地域とは、居住地域よりも安達太良山の想定火口に近い所に位置する、または孤立が想定される集客施設を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。